

令和8年度（令和9年度採用）

福島市奨学資金奨学生の募集

福島市教育委員会では、教育の機会均等を図り、有用な人材を育成するため、経済的な理由により修学が困難と認められる方を対象に福島市奨学資金奨学生を募集します。

●給付内容

福島市奨学資金は「給付型」のため、返還は不要です。中学校3年生および義務教育学校9年生時に申込みをし、奨学生に採用された場合、高等学校・高等専門学校入学後の3年間、年額5万円（計15万円）が給付されます。

●手続きの流れ

出願者は、中学校3年生および義務教育学校9年生時に在学する学校に願書などの書類を提出（提出期限は学校により異なります。学校の指定する日までに書類を提出してください。）

↓

学校長の推薦を受けた後、学校長が福島市教育委員会事務局学校教育課に書類を提出

↓

奨学生選考委員会で奨学生の候補者を決定（11月）

↓

選考結果は、在学する学校を通して出願者に通知（12月）

●申込対象者

(1)福島市民

高校入学時に生徒と保護者が引き続き1年以上福島市に住民登録をしていること。ただし、市外の学校に入学するため、生徒のみ市外に住所を異動する場合は、異動の日までに引き続き1年以上福島市に住民登録をしていれば応募可能。

(2)学校長推薦

人物、健康、家計状況の基準に照らし、学校長の推薦を受ける必要があります。

【推薦基準の一部】

- ・学習成績の評定について、全教科の平均した値が3.3以上であること。
- ・世帯所得、家族構成により算出される金額が福島市で定める所得基準額以下であること。

●申込手続き

- ・在学する学校を通して手続きしてください。
- ・出願者は、「奨学生願書」、「住民票（世帯全員記載のもの）」、「令和8年度（令和7年分）所得・課税証明書（平成20年4月1日以前に生まれた者で就学者を除く世帯全員分）」などを原本で提出してください。

※住民票を取得する際は、交付申請書における世帯主と続柄及び本籍と筆頭者の項目の表示に を記入してください。

詳しくは、在学する学校へお問い合わせください。